**様式第１号**

令和　年　月　日

山梨県知事　殿

　（申請者）

住所

名称

代表者の役職・氏名　　　　　　　　　　印

施設園芸等経営強化支援事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、施設園芸等経営強化支援事業費補助金交付要綱第３条第１項の規定により、関係書類を添えて補助金交付を申請します。

１　補助金対象経費及び補助金申請額等

（１）補助対象経費　　金　　　　　　　　　　　　　　　　円

　（２）補助金申請額　　金

　（３）事業実施期間

　　　　交付決定通知日又は事前着手届記載の着手予定日から令和　年　月　日まで

２　事業内容

　　（別添）事業実施計画書のとおり

３　事業完了予定年月日　令和　年　月　日

４　添付資料

　　・事業実施要領事業実施計画書（様式第１号）及び誓約書（様式第２号）

※ただし、農業協同組合がとりまとめ申請する場合は総括表（様式第１号添付１）を作成し添付すること。

　　・その他、知事が必要と認める資料

**様式第２号**

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　申請者　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事　　　　　　　　　印

施設園芸等経営強化支援事業費補助金交付決定通知書

令和　年　月　日付け　第　号で申請のあった施設園芸等経営強化支援事業費補助金については、同補助金交付要綱第４条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

１　補助対象者、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、この限りでない。

　　補助対象の事業者

　　補助対象経費　　　　金　　　　　　　円

　　補助金の額　　　　　金　　　　　　　円

２　補助事業に要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。

３　補助事業の期間は、令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。

４　補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

（１）補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

（２）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

（３）補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（４）補助事業の実施に当たり、施設園芸等経営強化支援事業費補助金交付要綱

　　その他法令及び条例等の規定を遵守しなければならない。

（５）同一の対象機器・資材、経費等について、国、県、市町村等が実施する他の補助制度と併用して交付を受けてはならない。

（６）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）については、その台帳を設け、その保管状況を明らかにし、補助事業が完

了した後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率

的運用を図らなければならない。

（７）取得財産については、｢農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林水産省令第18号）｣を勘案して別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産を補助金の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

５　補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

（１）次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

　　ア　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

イ　補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

　　ウ　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

エ　補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は

知事の指示に従わなかった場合

オ　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

（２）補助金の交付決定を取り消した又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（３）交付決定の取り消しに関し補助金の返還が命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、山梨県補助金交付規則第１７条第１項に基づいた加算金を県に納付しなければならない。

（４）補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、山梨県補助金交付規則第１７条第３項に基づいた延滞金を県に納付しなければならない。

６　補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されて

いるか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

７　補助事業者等は、事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から別

途、知事が定める日までに実績報告書（様式第６号）を知事に提出するも

のとする。交付決定をした年度に補助事業が完了しない場合は、補助事業

者は当該年度に係る実績報告書を交付決定した年度の翌年度の４月１０日

まで知事に提出しなければならない。

ただし、既に補助事業が完了している場合は、交付決定通知から１箇月

　 以内に提出するものとする。

　８　補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の翌年度から起算して財産処分制限期間を経過するまで整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

**様式第３号**

令和　年　月　日

　山梨県知事　殿

（申請者）

住所

名称

代表者の役職・氏名　　　　　　　　　　印

施設園芸等経営強化支援事業費補助金変更承認申請書

　令和　年　月　日付け第　号で交付決定のあった施設園芸等経営強化支援事業費補助金について、次のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第５条（１）の規定により申請します。

１　変更理由

２　変更の内容

［補助金の交付決定を受けた事業の内容と、変更後の事業の内容とを容易に比較対

象できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること］

**様式第４号**

令和　年　月　日

　山梨県知事　殿

（申請者）

住所

名称

代表者の役職・氏名　　　　　　　　　　印

施設園芸等経営強化支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

　令和　年　月　日付け第　号で交付決定のあった施設園芸等経営強化支援事業費補助金について、次のとおり事業を中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第５条（２）の規定により申請します。

１　中止（廃止）の理由（※できるだけ具体的に記入すること。）

２　中止の期間（廃止の期間）

**様式第５号**

令和　年　月　日

　山梨県知事　殿

（申請者）

住所

名称

代表者の役職・氏名　　　　　　　　　　印

施設園芸等経営強化支援事業費補助金事前着手届

施設園芸等経営強化支援事業費補助金について、別記条件を了承のうえ交付決定前に着手したいので、同補助金交付要綱第６条第２項の規定により提出します

１　事前着手する内容

２　事前着手の理由

３　着手及び完了予定年月日

　着手予定日　　令和　年　月　日

　完了予定日　　令和　年　月　日

（別記条件）

　　ア　補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。

　　イ　補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。

　　ウ　当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

**様式第６号**

令和　年　月　日

山梨県知事　殿

（申請者）

住所

名称

代表者の役職・氏名　　　　　　　　　　印

施設園芸等経営強化支援事業費補助金実績報告書

　令和　年　月　日付け第　号で交付決定のあった施設園芸等経営強化支援事業費補助金について、次のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

１　対象経費及び交付請求額

（１）補助対象経費　　金　　　　　　　　　　円

（２）補助金請求額　　金　　　　　　　　　　円

（３）事業実施期間　　令和　年　　月　　日～令和　年　月　日

２　実施した内容

　（別紙）実績報告書のとおり

３　補助金の振込先

口座振替

　　　　振込先金融機関名

本店・支店名（　　　　　　　　　　　　）

　　　　預金種別　　　　　当　　座 ・ 普　　通

口座名義　　　 　　　（フリガナ）

口座番号　　　　　Ｎo

４　添付資料

　・事業実施要領実績報告書（様式１号）

　・その他、知事が必要と認める資料

**様式第７号**

令和　年　月　日

山梨県知事　殿

（申請者）

住所

名称

代表者の役職・氏名　　　　　　　　　　印

施設園芸等経営強化支援事業費補助金概算払請求書

令和　年　月　日付け第　号で交付決定のあった施設園芸等経営強化支援事業費補助金について、同補助金交付要綱第９条第２項の規定により、次のとおり概算払の請求をします。

１　概算払請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　内　訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金交付決定額 | 既概算交付額② | 差引額①-②＝③ | 今回概算請求額④ | 備考 |
| (円) | (円) | (円) | (円) |  |

３　概算払請求の理由

４　支払いの方法

口座振替

　　　　振込先金融機関名

本店・支店名（　　　　　　　　　　　　）

　　　　預金種別　　　　　当　　座 ・ 普　　通

口座名義　　　 　　　（フリガナ）

口座番号　　　　　Ｎo

５　添付資料

・知事が必要と認める資料

**様式第８号**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業実施主体名 |  | 事　　業　実施年度 | 令和　　　年度 | 補助金名 | 施設園芸等経営強化支援事業費補助金 |
| 事　業　内　容 | 工期又は取得日 | 経費の配分 | 処分制限期間 | 処分の状況 | 適要 |
| 機器名 | 設置場所 | 事業量 | 着工年月日 | 竣工年月日 | 事業費 | 負担区分 | 耐用年数 | 処分制限年月日 | 承認年月日 | 処分の内容 |
| 県費 | その他 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）１　処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

　　　２　処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

　　　３　概要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権者の名称又は補助金返還額を記入すること。

　　　４　この書式により難い場合には、必要事項を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

**様式第９号**

令和　年　月　日

山梨県知事　殿

（申請者）

住所

名称

代表者の役職・氏名　　　　　　　　　　印

施設園芸等経営強化支援事業費補助金財産処分承認申請書

　施設園芸等経営強化支援事業費補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので施設園芸等経営強化支援事業費補助金交付要綱第１２条第２項の規定により申請します。

１　処分する財産の明細

２　処分の内容

３　処分しようとする理由

４　添付書類

・財産管理台帳

・その他知事が必要と認める書類